（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状

(1)地域の自然災害リスク

（洪水浸水：有帆川洪水浸水想定区域図宇部市版）

山口県の有帆川水系有帆川洪水浸水想定区域図によると、くすのき商工会（以下、当会）は高所に立地しているため、想定し得る最大規模の降雨においても洪水浸水被害は予想されていない。

しかし、多くの事業所のある船木を縦断する真名ヶ崎地区から指月地区にかけて最大浸水深 5.0m から 10.0m 未満が予想されている箇所がある。また、“赤間硯の里”がある万倉・岩滝地区へ続く万倉・伊佐地地区および土井地区の一部で最大浸水深 3.0m から 5.0m 未満が予想されている。

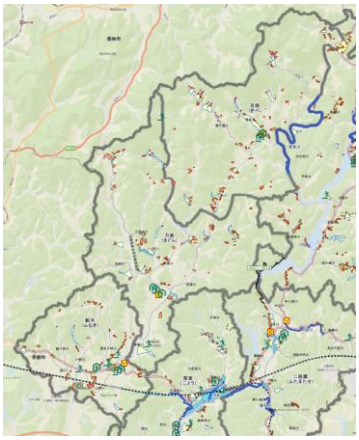

宇部市防災マップより

（津波：宇部市津波ハザードマップ）

宇部市のハザードマップによると、当会地域では被害が想定されていない。

（高潮：宇部市高潮ハザードマップ）

宇部市のハザードマップによると、当会地域では被害が想定されていない。

（土砂災害：宇部市土砂災害ハザードマップ）

宇部市の土砂災害ハザードマップによると、当会のある楠総合センターは警戒区域とはなっていない。また、船木地区には指月の一部など土砂災害特別警戒区域となっている箇所が点在しているが、事業者は少ない。

船木地区から万倉地区、吉部地区の当会地域をつなぐ県道 30 号には各所に土砂災害警戒区域があり、各地区が分断される恐れがある。

（地震：J-SHIS　地震ハザードカルテ）

2024 年版地震ハザードカルテによると、当会のある楠総合センターは今後 30 年の間、震度 6 強以上の超過確率 0.5%、6 弱以上 3.1%、5 強以上 14.6%、5 弱以上 49.2%となっている。

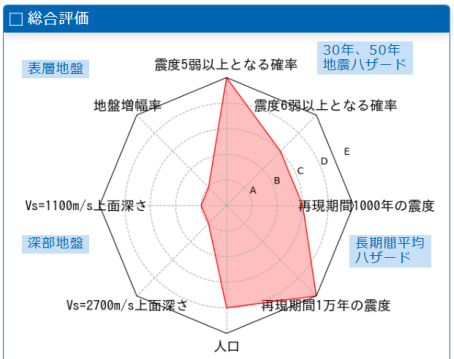

□ 30年、50年地震ハザード

超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	49.2
		震度5強	14.6
		震度6弱	3.1
		震度6強	0.5
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	6弱(5.5)
		6%	5強(5.2)
	50年	2%	6弱(5.7)
		5%	6弱(5.5)
		10%	5強(5.2)
		39%	5弱(4.7)
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	3%	38.7
		6%	30.4
	50年	2%	51.9
		5%	38.2
		10%	29.6
		39%	15.8

J-SHIS　地震ハザードカルテ　2024 基準

（地震：宇部市ゆれやすさマップ）
宇部市では、市内とその周辺に 8 つの活断層が存在する。宇部市ゆれやすさマップによると、当会地域では宇部市直下で発生する地震による影響が最も大きく、船木地区から万倉地区の一部が最大震度 6 強と予想されており、多くの事業所に影響が出るものと予想される。

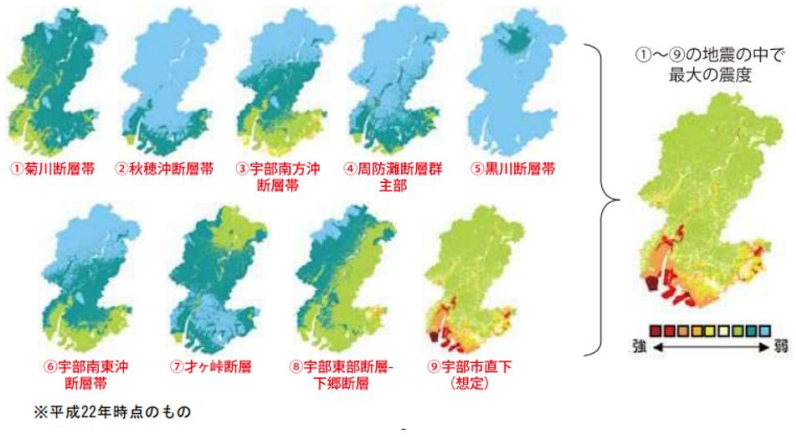

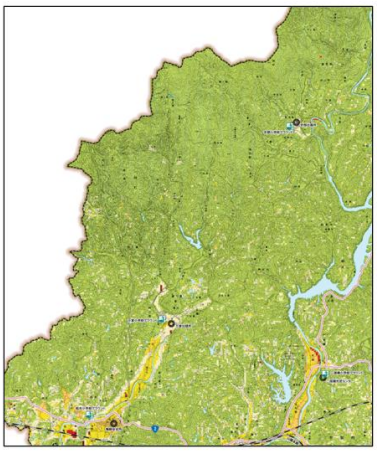

（その他）
当会地域を流れる有帆川は、これまで氾濫を繰り返しており、1972 年 7 月の集中豪雨では、家屋倒壊 11 戸、浸水 741 戸に上る多大な被害を及ぼした。

(2)商工業者の状況

・商工業者等数　168者　（令和3年経済センサス-活動調査より）
・小規模事業者数　131者　（令和3年経済センサス-活動調査より）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	45	39	地域内に広く分散
	製造業	19	13	地域内に広く分散
	卸・小売業	28	19	船木地区に多い
	サービス業	54	44	船木地区に多い
	その他	22	16	地域内に広く分散
合計		168	131	

(3)これまでの取組

（1）当市の取組
・地域防災計画の改正、防災訓練の実施
・災害備蓄物資の整備、更新
・ハザードマップの作成および配布
・民間企業との災害時応援協定の締結

（２）当会の取組
・事業者 BCP に関する国の施策の周知
・事業継続力強化計画策定セミナーの開催（令和 3 年）
・事業継続力強化計画策定支援（計画認定事業者 13 者）
・山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
・宇部市楠総合センターが実施する防災訓練への参加及び協力

事業継続力強化計画
策定セミナー（令和 3 年実施）

Ⅱ 課題

事業継続力強化支援計画の策定から 5 年が経過し、発災時等に当市に設置される「宇部市災害対策本部会議」で情報共有する体制の構築など、連携体制は進捗した。

保険・共済に対する助言についても、経営指導員が必要な知識を研修等で習得するとともに、必要に応じて山口県火災共済協同組合などの専門家との連携支援が可能な体制構築にも取り組んできた。

しかし、まだまだ地域の小規模事業者に事前に災害リスク対策の重要性が認知されているとは言い難い状況であり、経営における災害リスク対策の重要度向上が最大の課題である。

また感染症対策においては、新型コロナウイルス感染拡大期には、「業種別ガイドライン」等を活用した予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知したものの、事前の対策が不十分な事業者が大半であり、平時から事業所内でのルール作りが必要である。

Ⅲ 目標

・当会の職員は、不測の事態に対応するノウハウを理解し、他の機関との協力体制を構築し運用するスキルを身に着ける。また、事業者に助言を与えることのできるレベルの保険・共済に対する知識や実用上の注意点などを習得する。
・地区内小規模事業者に対し、セミナーやアンケートを通じて、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。なお、災害リスクには感染症拡大を含む。
・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と市との間における被害情報報告ルートを構築して、情報共有をはかる。
・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、地域内において感染症発生時に速やかな拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制整備するとともに、関係機関との連携体制を平時から構築する。特に、職員が出勤できないような場合を想定して、代替業務ができるようにする。
・事業者の事業継続力強化計画の作成を支援する。

【成果目標】
・事業継続力強化計画または BCP の策定支援　10 件
計画の作成にあたって、可能な限り、新型感染症の拡大への対応を含む
・自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認　30 件
巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら共済や保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 10 月 1 日～　令和 12 年 9 月 30 日） （２）事業継続力強化支援事業の内容 当会と宇部市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 ＜1. 事前の対策＞ 当会では、多発する自然災害や新型感染症の拡大など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。 １）小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、宇部市が作成したハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響について説明する。さらに、自然災害による影響を軽減するため、取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。宇部市の取組や対策の流れについても同様に説明する。 ・商工会会報やウェブサイト等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（事業継続力強化計画等の即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 ・上記のほか、理事会や部会等を活用し、取組の周知や進行状況の報告を行う。 ２）本会の事業継続計画の作成 ・当会は、令和 2 年度事業継続計画を作成した。（別添のとおり）。 ３）関係団体等との連携 ・山口県商工会連合会を始めとした関係団体等へ、事業継続の取組に関する専門家派遣を依頼し、地域小規模事業者へ事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定支援を実施する。 ・関係機関へ普及啓発ポスター掲示依頼、近隣商工会・商工会議所等とのセミナー等の共催を行う。 ・自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や個別保険相談会等を山口県火災共済協同組合やその他損保会社等と連携して実施する。 ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や医療保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。 ４）フォローアップ ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認を行う。 ・（仮称）宇部市事業継続力強化支援ワーキング会議等（構成員：当会、宇部市産業政策課等）を 1 年に 1 回以上開催し、状況確認や改善点等について協議する。 ５）当該計画に係る訓練の実施 ・訓練は少なくとも 1 年に 1 回以上実施して、当会と宇部市産業政策課との連絡ルート等の確認を行い、必要な手直しを行う。また、この訓練の記録は適切に保管する。

＜2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1）応急対策の実施可否の確認

・発災後速やかに職員の安否確認、業務従事の可否の確認を行う。
・発災後 12 時間以内に会員の状況、地域の状況を把握する。
　当会は、大まかな被害状況（事業所建物被害や道路状況等）等の確認をおこない、宇部市産業政策課と情報共有する。
・新型感染症拡大の兆候が認識されたら、地域の状況を把握する。
　当会は、地区内の大まかな感染拡大の状況把握に努め、宇部市産業政策課と情報共有する。

2）応急対策の方針決定

・当会と宇部市産業政策課との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【例：豪雨災害の場合】

発災前

・警戒レベル 3 以上が発令された場合、あるいは職員自身の目視で危険を感じる降雨の場合は、出勤をせず自宅待機とし、職員自身がまず安全確保をしたうえで、安全が確認された後に出勤する。
・職員が被災する等により応急対策ができない場合に備え、役割が代替できるようにしておく。
・地域の事業者等に対し発災後の被害状況について、可能な範囲で商工会等に報告をいただくよう、案内チラシ等を活用して周知する。

発災後

・大まかな被害状況を確認し、宇部市産業政策課と情報共有する。
・被害状況の確認については、以下の方法を用いる。
　① 職員による現場確認（安全確保等が可能な場合のみ）
　② 地域の各事業所から商工会への被害報告

【例：被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	・地区内10％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

本計画により、当会と宇部市産業政策課は被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者と随時情報共有を行う。

＜3. 発災時における指示命令系統･連絡体制＞

・当会と宇部市産業政策課は、自然災害の発生や新型感染症の感染拡大等の発生時に、地区内の小規模事業者からの被害情報等を迅速かつ円滑に共有できる仕組みを構築する。
この目的のために、当会と宇部市産業政策課は適切な情報収集をするために予め協議を行う。
・当会と宇部市産業政策課は、被害の拡大を防ぐ活動をしながらも、二次被害の発生を回避するため、被災地域での活動を安全に行うために必要な事項について予め決める。
・当会と宇部市産業政策課は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定については、「建物被害認定調査」や「罹災証明書の発行基準」等に照らし合わせて算定する。
・当会と宇部市産業政策課が共有した被害情報等は、速やかに山口県へ報告する。
・当会は全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、被害を確認した場合は随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は山口県の指定する方法で山口県産業労働部経営金融課へ被害状況を報告する。
・感染症流行の場合、国や山口県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を山口県の指定する方法にて、当会又は当市より山口県に報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。

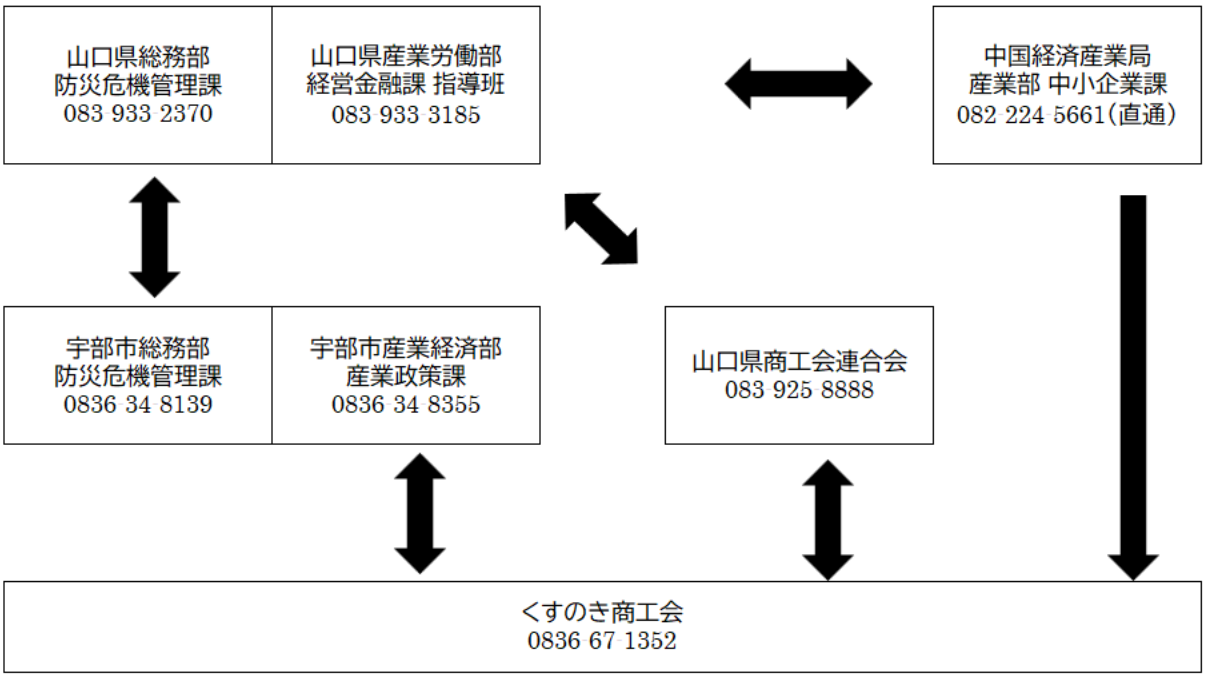

＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

・相談窓口の開設方法と役割分担について、宇部市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
・当会は、安全が確認された場所において、すみやかに相談窓口を設置する。
・当会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
・応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、宇部市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

・山口県や宇部市の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県商工会連合会や山口県、県内各市町等に相談する。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和７年７月現在）

（1）　実施体制

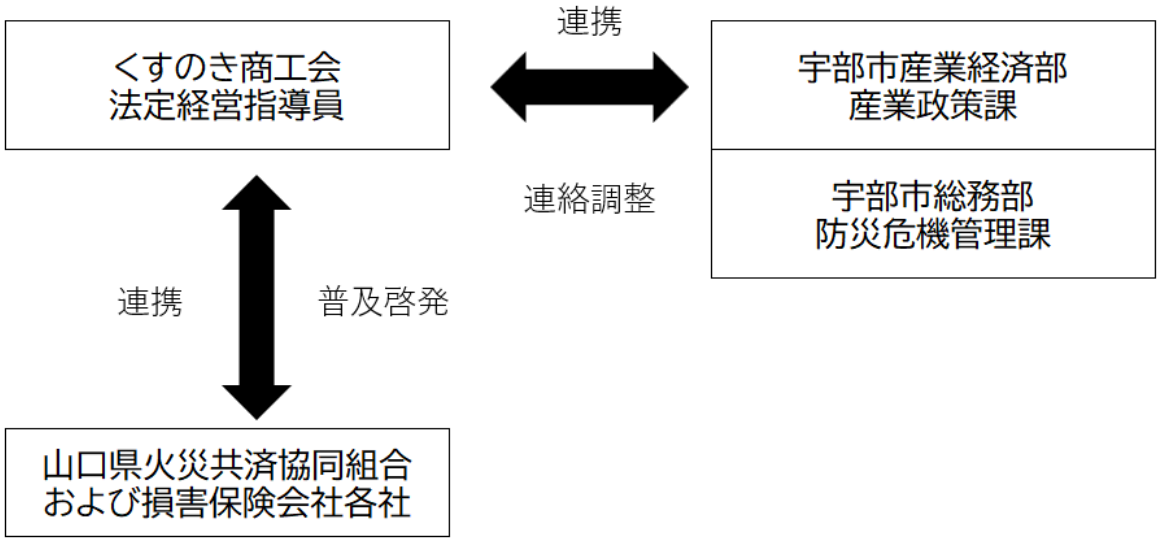

（2）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員　畑　利明（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）

（3）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

くすのき商工会

〒757-0216　山口県宇部市大字船木 442-11

TEL：0836-67-1352　/　FAX：0836-67-0357

E-mail：kusunokichou@yamaguchi-shokokai.or.jp

②関係市町村

宇部市産業経済部産業政策課

〒755-8601　山口県宇部市常盤町 1 丁目 7 番 1 号　本庁舎 4 階

TEL：0836-34-8355　/　FAX：0836-22-6041

E-mail：syoukou@city.ube.yamaguchi.jp

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	2026 年度 （令和 8 年度）	2027 年度 （令和 9 年度）	2028 年度 （令和 10 年度）	2029 年度 （令和 11 年度）	2030 年度 （令和 12 年度）
必要な資金の額	230	160	160	230	160
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	50	0	0	50	0
・チラシ作成費	20	0	0	20	0

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、宇部市補助金、事業収入　他

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。